

第三十二回 参議院農林水産委員会會議録第一二号

昭和三十三年十二月十六日(火曜日)午前十時四十八分開会

委員の異動

十二月十二日委員北村暢君及び小林孝平君辞任につき、その補欠として棚橋小虎君及び戸叶武君を議長において指名した。

十二月十五日委員大河原一次君辞任につき、その補欠として吉田法晴君を議長において指名した。

本日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として大河原一次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 関根 久蔵君
理事 藤野 繁雄君
堀本 宜實君
東 隆君
清澤 俊英君
河野 謙三君

委員

青山 正一君
秋山俊一郎君
雨森 常夫君
田中 茂穂君
大河原一次君
河合 義一君
棚橋 小虎君
戸叶 武君
北勝太郎君
島村 軍次君
芳賀 貢君

衆議院議員

政府委員

農林政務次官 高橋 衛君
農林省農林 須賀 賢二君
農林省蚕糸局長 大澤 融君
事務局側 常任委員 安楽城徹男君
企業局次長 磯野 太郎君

説明員

経済企画庁調 花園 一郎君
整局参事官
通商産業省 磯野 太郎君

本日の會議に付した案件
○理事の補欠互選
○臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案(内閣提出)

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農林水産政策に関する調査の件(農林漁業と水質汚濁防止に関する件)

○委員長(関根久蔵君) ただいまから

農林水産委員会を開きます。最初に、委員の変更について御報告いたします。

去る十二日北村暢君及び小林孝平君が辞任され、棚橋小虎君及び戸叶武君が選任されました。

○委員長(関根久蔵君) 次に、北村暢君の委員辞任に伴い理事が一名欠員になっておりますので、その補欠互選を行います。

互選の方法は、成規の手続を省略し、便宜、委員長において指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(関根久蔵君) 御異議ないと認めます。よって清澤俊英君を理事に指名いたします。

○委員長(関根久蔵君) 臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案(閣法第二十九号)(十二月十日内閣提出、同日委員会に付託)、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案(閣法第一号)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号)及び米穀価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)(いずれも十二月十日内閣送付、予備審査)を一括して議題といたします。

順次提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(高橋衛君) ただいま上程になりました臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案の提案理由を御説明申し上げます。

青果物、魚介類、肉類等いわゆる生鮮食料品の流通の改善をはかることは、農畜水産業の経営を改善する上からも、一般消費者の利益を増進する上からも、きわめて重要であります。これら生鮮食料品の流通におきましては、品質が変化しやすく迅速な取引を要するといふ生鮮食料品の特質から、産地あるいは消費地の卸売市場において大量の需要と供給が集中し、その市場取引によって価格が決定されているのであります。

卸売市場はいわば生鮮食料品の流通機構の中核をなしているものであります。政府は、大正十二年に中央卸売市場法が制定されました以来、同法に基づきまして中央卸売市場の育成及び指導監督を行なつて参つたのであります。

現在までのところ、中央卸売市場が、現在までのところ、中央卸売市場を開設した都市は六大都市を含めてわずかに十六都市でありまして、消費都市に卸売市場を建設して流通経費の節減と価格の安定をはかるという同法の目的は十分に実現されていぬ状況であります。

また中央卸売市場の開設、取引機構、取引方法などに関する現行制度につきましても、生鮮食料品の流通事情の変化にかんがみまして根本的に検討すべき点が多いと存するのであります。さらに生鮮食料品の卸売市場としましては、中央卸売市場法の対象とならない一般の消費地卸売市場

及び水産物の水揚地に開設されておりますいわゆる産地市場がきわめて多数ありまして、現に流通上重要な地位を占めているのであります。これらの市場につきましても、一部の都道府県においては、条例を制定して指導監督を行なつてはいるのであります。生鮮食料品の適正かつ円滑な流通をはかる上におきまして、これらの市場の業務の公正な運営を確保し、市場を中心とする流通秩序の整備をはかることが必要と認められるのであります。これらについても、適切な対策につきましてもすみやかに検討を行う必要があるのであります。

以上のような生鮮食料品の流通事情にかんがみまして、生鮮食料品の卸売市場につきましてもすみやかに全般的な検討を行い、対策の確立をはかるために、さきに第二十八回国会における中央卸売市場法の一部を改正する法律の審議に際して、両院の農林水産委員会の付帯決議によつて御要望のありました御趣旨も考慮しまして、臨時に調査会を設置することとし、これに必要な法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について概略御説明申し上げます。

まず農林省に付属機関として臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会を設置することとしておりまして、調査会の所掌事務としましては、農林大臣の諮問に応じ生鮮食料品の卸売市場についての対策に関する重要事項を調査審議することとしております。次に、本調査

会の組織であります。調査会は委員三十人以内で組織するものとし、このほか必要に応じて専門委員を置くことができることとしております。これら委員及び専門委員は、生鮮食料品の卸売市場対策に關し学識経験のある者のうちから農林大臣が任命することとしております。調査会の答申につきましては、卸売市場対策を緊急に確立する必要があることにかんがみまして、調査審議の結果をこの法律の施行の日から一年以内に農林大臣に答申するものとしております。このほか、この法律の制定に伴いまして必要とされる農林省設置法の一部改正を行うこととしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、ただいま上程されました昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に關する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り本年七月以降九月に及ぶ間において屢次にわたりわが本土に來襲いたしました台風並びにこれらの台風前後して各地を襲いました豪雨によりまして、狩野川のはんらんにより被害をこうむりました伊豆地方等、米穀の生産に損害を生じその減収により飯用食糧にも事欠く農家を生じている状態でありませぬ。

ましてこの法律案を提案した次第であります。次に、本法案の骨子につきまして御説明申し上げます。

第一点は、本法案の対象となる災害は、本年七月、八月及び九月の豪雨及び雨により政令で定める地域内において生じた災害と規定しております。すなわち適用地域は政令で定めるのであります。被害の程度を調査いたしまして、これにより地域の指定をすることとしたのであります。

第二点といたしましては、本法案によりまして米穀の売り渡しを受ける農家は、その生産する米穀が災害によって著しい減収を來たし、そのためその生産する米穀が飯用として消費する量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けることとしたのであります。

第三点といたしましては、政府は都道府県及び市町村を通じて被害農家に米穀を売り渡すこととしております。米穀の購入が立法の趣旨に沿って行われるようにはなっております。政府、都道府県、市町村が一体となって農家の救済を期して行なうのであります。

第四点といたしましては、被害農家が米穀をおおむね生産者価格をもって購入できるようにはなっております。以上が提案理由の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

本年三月の融雪害、四月から五月にかけての水害、特に七月以降の相次ぐ豪雨及び二十一日、二十二号を中心とする台風により、静岡県を初め各地に激甚な被害を蒙りました。とりわけ農林業関係施設ははなはだしい被害をこうむり、農家はたゞ重なる災害のため、多大の困難に遭遇し、農林業生産に支障を來たしている実情であります。このような事態に対処しまして、一日も早く損壊施設の復旧をはかり、農林業生産の回復をはかることは、焦眉の緊要事でございます。

従来、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律に基く農林水産施設災害復旧事業費に對する国の補助につきましては、甚大な被害を受けた地域に限りまして、高率補助の適用をすることとして被災農家等の負担の軽減をはかつてきたのであります。農地及び奥地幹線林道以外の林道につきましては、農家の負担能力等から見まして、現行補助率で十分な復旧を期待することができませんので、被害が特に激甚な場合に於いてさらに補助率を引き上げ、農家の負担を軽減して災害復旧事業の促進をはかり、農林業生産力の増進と経営の安定をはかることといたしました。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

現行法におきましては、農地及び奥地幹線林道以外の林道の災害復旧事業費につきまして、一般地域のもの、当該事業費の五割を補助いたしてありますが、その年の一月から十二月までに

発生した災害により甚大な被害を受けた地域におきましては、災害復旧事業費のうち政令で定める一定額以上の部分については、高率の補助にはなっておりませんが、いかに被害額が大きき場合におきましても、農地にあっては十分の八、奥地幹線林道以外の林道にあっては十分の七・五の補助率にとどめられておりました。今回の改正は前に御説明申し上げた趣旨により、この高率補助適用部分のうちさらに政令で定める一定額以上の部分について、農地にあっては十分の九、林道にあっては十分の八・五の補助率を適用し、補助率を累進的に高めることとしたのであります。

なお、この改正された新制度は、本年の一月から十二月までに発生した災害にかかるとる災害復旧事業から適用されることとなっております。

以上がこの法律案を提案する理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、繭糸価格の安定に關する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を説明申し上げます。

政府は、第二十九特別国会において成立いたしました繭糸価格の安定に關する臨時措置法によりまして、日本輸出生糸保管株式会社を通じて生糸及び乾繭の買入れを行うことにより繭糸価格の安定に努めてまいりました。同

団体が約三百万貫を市場よりたな上げして繭及び生糸の価格の安定をはかるうとしていたもので、この円滑な実施をはかるためたな上げた繭の保管会社買入価格を特別の価格とすることができるようになることが必要となつたのであります。

この法律案は、以上の趣旨によりまして、日本輸出生糸保管株式会社が夏秋繭を特別の価格で買入れることができるようにするための改正であります。以下、法律案の内容についてその概略を申し上げます。

第一は、繭糸価格の安定に關する臨時措置法による日本輸出生糸保管株式会社（三百万貫）の範囲内の数量については、政令で定める額に保管費用等を加えた額とすることでありませぬ。

第二は、これに伴いまして同会社が同法により買入れ等を行なつて取得した生糸又は乾繭を政府が買入れられた場合における買入金額の限度額を五十億円増額して二百億円としたことであります。

以上が繭糸価格の安定に關する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決されませぬようお願いする次第であります。

○委員長(関根久藏君) 以上の法律案のうち、ただいまから臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案の審査を行います。

なお、その他の法律案の審査は日を改めて行うことといたします。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(関根久藏君) 速記を始めて。

本法律案につきまして御質疑の向きは御質疑を願います。

○青山正一君 一点だけお聞きしたいと思ひますが、農林省の省議で決定いたしました三十四年度のこの生鮮食料品に関する、この流通に関する予算の内容を、く大ざっぱで一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(須賀賢二君) 三十四年度予算として要求をいたしております生鮮食料品流通関係の予算を、かいつまんで申し上げますと、第一は、流通対策関係といたしまして、従来からやっております青果物の需給調整協議会、これをさらに拡充して進めて参りたいということが一点でございます。

それから青果物市況の速報をいたしたため、六大都市及び福岡につきまして傍受いたしました市況を迅速に把握いたしました、これを適当なるマス・コミュニケーションの波に乗せたい、さように考えております。それから第三点は、輸送方法、包装等につきまして——包装は荷姿でございますが、この合理化をはかりまして、現在特に青果物につきまして非常に緊急な仕事でございますので、その試験、輸送費の補助、これをはかつていく。それから第四点といたしまして、従来青果物の流通関係につきまして、地方庁においてできる限りの指導はいたしておたのでございませぬが、これに専念をする職員は現在地方庁に置いてないのでございませぬ。今後の方向といたしましては、できる限り、特に出荷面の指導におきまして、きめのこまかい指導を進めて参る必要があるのではないかと思ひます。そのために地方庁に専任の職員を置きまします助成を

いたしたい。

以上が流通関係でございますが、次に、市場関係につきましては、中央卸売市場を中心といたしまして、今後青果物及び水産物の流通改善をはかるという事は、農林省が年來考えております基本の線でございます。それに即応いたしまして、中央卸売市場の整備費につきまして若干の助成をいたしたい。

以上で青果物の流通改善をいたしまして現在要求いたしておりますのは、三十四年度の要求額が約五千四百万円、それから市場関係では約四億七百万円の予算を要求いたしております。

○青山正一君 ただいま経済局長から主として青果物を中心とした予算の内容の説明があったわけでございますが、中央市場はただ単に青果物市場ばかりではない。魚市場もあるわけなんです、その面も予算もはつきりとして水産庁には組んであると思われ、その点が伺ひたい。

○政府委員(須賀賢二君) 今、農林省の所管関係が、特に流通関係につきましては、青果物の関係が私の方、水産関係が水産庁というふうになっておりますので、今、私は主として青果物を中心として申し上げましたが、水産物の流通改善につきましては、水産庁所管といたしまして、卸売市場の指導及び調査費あるいは水産物の出荷連絡協議会費、水産物取引改善費、水産物消費拡大調査指導費、その他合せて六千二百万円程度を要求いたしております。

なお、畜産関係についてつけ加えて申し上げますと、項目はたくさんございませぬが、畜産関係では約一億程度の要求をいたしております。

○青山正一君 この予算に関する限りは、非常に農林省の労苦を多量に計上しておられるという事実をたくさん認めたと思ひ存じます。そこで、本題に移りたいと思ひますが、この前、いろいろ自由党なり、社会党から御質疑があったわけでございますが、それに對して農林大臣なり農林次官からいろいろお答があったわけでございます。もちろん経済局長あたりからもお答があったわけでございますが、その答弁をそのまま今の現在においても了解してもよろしゅうございませぬか、その点について承りたいた存じます。

○政府委員(高橋衛君) ただいま御質問の点に關しましてお答え申し上げますが、この前の臨時国会におきまして、本法律案に關連して各般の御質疑がございまして、私も政府の立場から御答弁申し上げたのでございませぬが、その点につきましては、今日もその当時と何ら変わっておりませんので、その通りの方針で進みたい、こういうふうな考えでおります。御了承願ひたいと存じます。

○河野謙三君 ちょっとお尋ねしておきますが、今度でございますこの調査会の調査の対象というものは、あくまでも生鮮食料品ということに限られておりませぬか。それとも、調査の対象が一般農産物に及ぶことも可能である、こういうことですか。

○政府委員(須賀賢二君) 法律の調査会の機能のところにも書きましたように、生鮮食料品を対象として考えております。広く一般農産物という考え方は農林省は考えておりません。

○河野謙三君 私は、これは希望です、どうせこういふふうな調査会を作つて、各界の権威者に三十人も寄つていただくんだから、主として生鮮食料品の卸売市場の調査ということではないんです、この機会に、一般農産物、たとえば木材であるとか、問題になつていへば生糸であるとか、こういうものにも論議が及んでもいいというだけの弾力性を持たせる、むしろ及ぶことを私は願つた方がいいんじゃないかと、こう思ふんです。特に私はこの機会に、強く農林省当局にお願いしておきたいのは、かりにこの調査会の問題外といたしましたとしても、この機会に一つ問題を出しておきますが、数年前に、私は農林委員会に所属しておりますとき、農林省当局に訴えたことがありますが、最近の農村におけるところの経営転換の中で、大きく浮び上つてきたものは花卉栽培です。数年前までは都市近郊の一部の農村に限られておつた花卉栽培が、最近非常に広範囲にわたつて参りました。ところが、この花卉栽培をやつておる農家から見ますと、草花に對しての市場法の適用がない。それがために農林省でも目下鋭意調査されておるようでありませぬけれども、花卉の流通というものは非常に乱れております。その乱れたシワが、全部草花の生産者に行つていって、いづくらであります。市場は任意市場である、従つて、これがつづれば、その被害は一切農家がかかるというふうなことであります。また市場と草花の小売関係、これあたりを見ましても、いたづらに煩瑣であり、いたづらに暴利をとつておるということが現実の姿であります。こういうものを

十年、二十年前と同じように、どこまでも市場法の対象外に置いておつて傍觀しておるということは、これから三年、五年先のことを考え、また農村の経営転換を非常に指導しておられる農林省におきましては、市場法の適用するしないは別問題としては、もう少しくこの問題に真剣に取り組んでおらう時期ではないか、こう思ふんですが、これについての御所見を伺ひたいと思ひます。

○大河原一次君 今の質問と關連して、あわせて御答弁をいたしたいと思ひます。今問題になつております生鮮食料品の流通機構というものを、これを出しておられますが、これはこの中に出席するように、二十八国会の場合に、衆参両院の農林水産委員会の付帯決議がついておりました。従つて、付帯決議を説明されておられますが、それなら、なぜ今回生鮮食料品のみに限つてこの機構改革という面を出したのであるか、今の河野さんとも關連するが、その他の機構改革という面を現在考えておられるかどうかということも、あわせて御答弁願ひたい。

○政府委員(須賀賢二君) ただいま御指摘のございました花卉等の問題につきまして、目下振興局の方で、園芸振興調査会その他の系統機關を通じて、いろいろ検討いたしておるわけでありませぬ。また問題の掘り下げ方は、市場、いわゆる流通の機構その他の問題にまで進んで参つております。御指摘のように、花卉につきましては、そういう問題が強く伏在いたしておるわけでありませぬ。われわれの方といたしまして、振興局の方の

検討の度合いと見合ひまして、そういう問題に取り組みます段階になりました場合、ともに十分連繫をとりまして検討を進めて参りたい、さように考えております。

○河野謙三君 同時に、今、大河原さんからもお話がありました、この機会に、生鮮食料品以外の農産物、たとえば今の木材の問題とか、生糸の問題とか、こういうものは、生鮮食料品から見れば、比較的問題は少いというだけであつて、比較の問題であつて、これらも、必ずしも完璧のものではないといふことだと思ひますので、この機会にあわせて調査の対象にすることもできるというように、法文にかりに書かなくても、そういう幅を持った態度で臨まれることが願ひしいと、こう思ふんです、これはどうでしょうか。

○政府委員(高橋衛君) ただいま河野委員の御質疑の点は、私もどなたもいたしましても、全く同様に感じておる点でございます。この法案の直接の目的といたしましては、生鮮食料品の流通対策ということになっておりますが、それは根本的な問題といたしまして、やはり農産物全般に関するところの流通機構の対策というものについての一つの方向を見出しますその際に、生鮮食料品としての特徴を加えて結論を出すということに相なるかと存じます。

従つて、この調査の審議の経過におけるところのいろいろな中間的な結論または論議というものは、その他の農産物の流通機構の改善にも相当大きな、何と申しますか、改善についての資料になり得るといふふうに考え、またそういう方向にぜひ発展して参りたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○委員長(関根久藏君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(関根久藏君) 御異議がないと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(関根久藏君) 御異議がないと認めます。それではこれより採決に入ります。

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(関根久藏君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致で可決して、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(関根久藏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(関根久藏君) 次に、農家負債整理資金融通特別措置法案(衆議院第二号)及び寒冷地畑作農産振興臨時措置法案(衆議院第三号)いずれも十二月十三日衆議院送付、予備審査を一括して

議題にいたします。

順次提案理由の御説明を願ひます。

○衆議院議員(芳賀貢君) ただいま議題となりました農家負債整理資金融通特別措置法の提案の理由を御説明いたします。

北海道を初めとする寒冷地帯並びに常陸水害地帯の多くの農家が、二十八年以降激次になつた連年災害をこうむりましたことは御承知の通りであります。困及び地方公共団体は、その都度それぞれ金融対策等の応急措置を講じ、急場をしのいで参りましたが、これらの災害時に借入れれた資金のうち多額のもの、ついに過度負債として固定化するに至つておるのであります。しかも、これらの地帯におきましては、いまだ災害を未然に防止する諸施設の整備がおくれかつ一般に土地生産力が低く、加えて平常年でも通常の借入金返済に苦しい場合は、その余剰でどうやら家計を維持することができず、階層の農家が大部分を占めておられるため、災害時に累積しましたこれらの過度負債は、それ自身が年々延滞利子を加算して膨張し、現在では農家経済の循環過程において重大な悪影響を与えるようになっておるのであります。

このような事態をこのまま放置いたしますならば、多くの農家は、農業経営の正常な発展をはばまれるのみならず、農家経済の破滅を招来するものと予測せられ、その結果は債権者たる系統金融機関等も甚大な打撃をこうむる結果となるのであります。

特に北海道等一部地区におきましては、社会不安の様相を呈しつつあり、非常に憂慮すべき状況にあるのであります。かかる事態に対処いたしますためには、北海道等の災害常襲地帯において過去の天災のため現在すでに償還能力以上の多額の過度負債を有し、その経済が攪乱されておる農家に對し、新たな立法措置を講じ、政府の金融調整による負債の長期分割償還、農家負担金利の低減等の措置をすみやかに講じ、これらの地帯の負債問題を早急に解消し、農業再生産の基礎を確固たらしめることが緊急の要務であると信ずるものであります。

以上がこの法律案を提出するに至りました経緯と趣旨の概要であります。次に、この法案の骨子を簡単に御説明いたします。

その第一点は、すでに天災による多額の固定化負債を有する農家であつて、現在その農業経営が著しく不安定な状態にはあるが、今後積極的に農家経済の再建をはかるうとする意欲を有している者に対し、農林漁業金融公庫が、低利、長期の負債整理資金を融通し、農家の固定化負債を流動化せしめようとするのであります。

第二点は、農林漁業金融公庫から負債整理資金の貸付を受けようとする者については、負債の整理計画等を含む農家経済再建計画を樹立せしめ、その再建計画を都道府県知事が認定し、その認定を受けた者に対し、農林漁業金融公庫から当該計画を実施するために必要な資金を利率年三分、償還期間三十年以内で融通することにしておるのであります。

第三点は、負債整理の所期の成果を上げしめるためには、農家の再建計画の樹立、実施に関する重厚な指導、助言並びに条件緩和等に関する債権、債務者間の調停、あっせん、勧告等が必ず伴わなければ効率的な成果を期待することができないことは過去の経験に徴し明らかであります。これらに要する経費のすべてを常襲被災地帯の地方自治体に負担せしめることは、現在の地方財政の事情に照らし、きわめて至難であり、かつ適当でないと思われ、都道府県が農家経済再建指導員を設置いたします場合、その設置に要する経費及び都道府県が、農家負債整理についての調停、あっせん、勧告等を行う機関を設置する市町村に對し補助を行う場合は、その補助に要する経費につきましても、政府は予算の範囲内でその全部または一部を補助することとし、この負債整理対策の成果を完全なものにしようとしておるのであります。

以上、簡単に農家負債整理資金融通特別措置法案の趣旨と内容を御説明いたしました。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げる次第であります。

次に、寒冷地畑作農産振興臨時措置法の提案理由を御説明いたします。

まず、この法律を提案するに至りました経緯等について申し上げます。

北海道を初めとする寒冷地帯の農業は、その開発以来劣悪な自然条件のもとで地域農民のたくましい努力により、食糧増産農産振興等が国農業の発展途上に多大の成果を上げて今日に至つたのであります。常襲的な冷害凶作及経済事情の変動により農業経営はいまだに不健全であり、従つて、農家経済もまた不安定な実情にあり、すなわち寒冷地帯の農業は、昭和二十八、二十九両年の連続冷害によ

ず伴わなければ効率的な成果を期待することができないことは過去の経験に徴し明らかであります。これらに要する経費のすべてを常襲被災地帯の地方自治体に負担せしめることは、現在の地方財政の事情に照らし、きわめて至難であり、かつ適当でないと思われ、都道府県が農家経済再建指導員を設置いたします場合、その設置に要する経費及び都道府県が、農家負債整理についての調停、あっせん、勧告等を行う機関を設置する市町村に對し補助を行う場合は、その補助に要する経費につきましても、政府は予算の範囲内でその全部または一部を補助することとし、この負債整理対策の成果を完全なものにしようとしておるのであります。

以上、簡単に農家負債整理資金融通特別措置法案の趣旨と内容を御説明いたしました。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げる次第であります。

次に、寒冷地畑作農産振興臨時措置法の提案理由を御説明いたします。

まず、この法律を提案するに至りました経緯等について申し上げます。

北海道を初めとする寒冷地帯の農業は、その開発以来劣悪な自然条件のもとで地域農民のたくましい努力により、食糧増産農産振興等が国農業の発展途上に多大の成果を上げて今日に至つたのであります。常襲的な冷害凶作及経済事情の変動により農業経営はいまだに不健全であり、従つて、農家経済もまた不安定な実情にあり、すなわち寒冷地帯の農業は、昭和二十八、二十九両年の連続冷害によ

ず伴わなければ効率的な成果を期待することができないことは過去の経験に徴し明らかであります。これらに要する経費のすべてを常襲被災地帯の地方自治体に負担せしめることは、現在の地方財政の事情に照らし、きわめて至難であり、かつ適当でないと思われ、都道府県が農家経済再建指導員を設置いたします場合、その設置に要する経費及び都道府県が、農家負債整理についての調停、あっせん、勧告等を行う機関を設置する市町村に對し補助を行う場合は、その補助に要する経費につきましても、政府は予算の範囲内でその全部または一部を補助することとし、この負債整理対策の成果を完全なものにしようとしておるのであります。

以上、簡単に農家負債整理資金融通特別措置法案の趣旨と内容を御説明いたしました。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げる次第であります。

次に、寒冷地畑作農産振興臨時措置法の提案理由を御説明いたします。

まず、この法律を提案するに至りました経緯等について申し上げます。

北海道を初めとする寒冷地帯の農業は、その開発以来劣悪な自然条件のもとで地域農民のたくましい努力により、食糧増産農産振興等が国農業の発展途上に多大の成果を上げて今日に至つたのであります。常襲的な冷害凶作及経済事情の変動により農業経営はいまだに不健全であり、従つて、農家経済もまた不安定な実情にあり、すなわち寒冷地帯の農業は、昭和二十八、二十九両年の連続冷害によ

ず伴わなければ効率的な成果を期待することができないことは過去の経験に徴し明らかであります。これらに要する経費のすべてを常襲被災地帯の地方自治体に負担せしめることは、現在の地方財政の事情に照らし、きわめて至難であり、かつ適当でないと思われ、都道府県が農家経済再建指導員を設置いたします場合、その設置に要する経費及び都道府県が、農家負債整理についての調停、あっせん、勧告等を行う機関を設置する市町村に對し補助を行う場合は、その補助に要する経費につきましても、政府は予算の範囲内でその全部または一部を補助することとし、この負債整理対策の成果を完全なものにしようとしておるのであります。

以上、簡単に農家負債整理資金融通特別措置法案の趣旨と内容を御説明いたしました。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げる次第であります。

次に、寒冷地畑作農産振興臨時措置法の提案理由を御説明いたします。

まず、この法律を提案するに至りました経緯等について申し上げます。

北海道を初めとする寒冷地帯の農業は、その開発以来劣悪な自然条件のもとで地域農民のたくましい努力により、食糧増産農産振興等が国農業の発展途上に多大の成果を上げて今日に至つたのであります。常襲的な冷害凶作及経済事情の変動により農業経営はいまだに不健全であり、従つて、農家経済もまた不安定な実情にあり、すなわち寒冷地帯の農業は、昭和二十八、二十九両年の連続冷害によ

ず伴わなければ効率的な成果を期待することができないことは過去の経験に徴し明らかであります。これらに要する経費のすべてを常襲被災地帯の地方自治体に負担せしめることは、現在の地方財政の事情に照らし、きわめて至難であり、かつ適当でないと思われ、都道府県が農家経済再建指導員を設置いたします場合、その設置に要する経費及び都道府県が、農家負債整理についての調停、あっせん、勧告等を行う機関を設置する市町村に對し補助を行う場合は、その補助に要する経費につきましても、政府は予算の範囲内でその全部または一部を補助することとし、この負債整理対策の成果を完全なものにしようとしておるのであります。

以上、簡単に農家負債整理資金融通特別措置法案の趣旨と内容を御説明いたしました。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げる次第であります。

り、大きな打撃をこうむったのであり、大きな打撃をこうむったのであり、さらに加えて昭和三十一年には四十数年ぶりという大凶作に見舞われましたため、農家負債は急増し、農業経営は著しく悪化するに至り、ために農民は苦意欲に燃えながらも、苦境に呻吟しているのであります。このような農民の窮状を打開するため、もとより国としても、また地方公共団体としても、もろもろの応急対策を実施し、何とか再生産の維持に努めているのであります。今日までの施策は農民の当面する窮状の打開策にとどまっているにすぎないのであります。もし今後長く根本策の確立を怠り、このような事態を放置いたしなすならば、寒冷地帯の農業は常に冷害凶作の災害に見舞われ、農民がいよいよ塗炭の苦しみに陥りますことは想像にかたくないところであります。それゆえに、昭和三十一年の大凶作を契機に寒冷地帯の農業振興のための恒久対策を樹立すべきであるとの意見がほうはいとして高まってきたのであります。

寒冷地帯の畑作農業経営の特色は、寒冷がはなはだしいという気象条件と特殊土壌が多いという劣悪な土地条件のもとにおいて、農耕期間が短かく、土地利用が制約されている上、土地改良の立ちおくれと地力取奪的な農法により地力が著しく低下しており、生産手段が整備されておらず、農機技術の水準もまたきわめて低いため、農業生産力が著しく停滞しているのみならず、さらには農産物価格の変動等の影響をも受けて一そう不安定なものとなつてきていることでもあります。従いまして、寒冷地帯における畑作農業の振興をはかるためには、このような

自然的な制約条件に対応して、農業生産上における各般の基礎条件を整備するとともに、地力の維持増強、生産手段の整備、農機技術の向上等のために必要な措置を総合的に実施し、もつて寒冷地帯に適応する農業経営、すなわち家畜を組み入れた主畜経営または混同経営を確立することが絶対不可欠の要件であります。しかしながら、これがためには、多額の投資を必要といたしますので、冷害により経済的な苦境にある農民が多額の自己資本を投下し、寒冷地帯に適応する農業経営を確立することはもとより至難のことです。

また、農林漁業金融公庫資金その他の制度資金の融通、あるいは国庫補助等の方法により行われております各種の補助助成措置も、ともすれば、米麦の増産に重点的に振り向けられる場合が多く、特に融資については金利、償還期限等の条件が寒冷地帯における農民の経済状態に適合していないため、通常の金融ベースに乗らないという欠陥があると存するのであります。政府においても、以上のような寒冷地帯の畑作農業の実情にかんがみまして、昭和三十一年度の実施いたしました寒冷地帯農業調査の結果に基づき、本年度から農林漁業金融公庫資金の計画的な融通による畑作農業改善対策を実施し、これまで組織だった政策としてほとんど取り上げられていなかった寒冷地帯農業振興対策を、現行諸法規の許す範囲内で著しく前進させたのであります。この対策におきましては、農業生産の基礎条件の整備が並行して行われがたく、金利や償還期限等の融資条件がかなりきびしく、さらには指導の組織的

な強化が容易でない等の難点があることを指摘せざるを得ないのであります。すでに衆議院農林水産委員会においても昭和三十三年四月二十三日、全会一致をもつて寒冷地帯農業振興対策特別措置の確立に関する決議を行い、これが立法化の必要を明らかにいたしました経緯にかんがみましても、寒冷地帯の畑作農業を振興させるためには、その突進に即応した基本対策を総合的かつ計画的に実施する必要があると思つております。

以上がこの法律案を提出するに至りました経緯と趣旨の概要であります。御説明いたしたいと存じます。

まず第一に、寒冷地帯畑作農業振興地域の指定についてであります。農林大臣は、平年度において、五月から九月までの積算温度が摂氏二千六百度以下、無霜期間が百七十日以下または七月及び八月の平均気温が摂氏二十度以下であつて、耕地利用率が百分の百以下、以下の畑作を主とする農業地域で主畜経営または混同経営によらなければ、その地域内の農業者の経営の安定が得られないと認められる道県の区域の全部または一部を寒冷地帯畑作農業振興地域として指定することとしております。

第二に、以上の寒冷地帯畑作農業振興地域について、自然的経済的社会的条件に応じて、農業経営の目標を定めることとありますが、この農業経営の目標につきましては、道県知事の定めるものを農業経営基準、また市町村長の定めるものを農業類型として定めております。

第三に、農業振興計画の樹立及び実施に関することとありますが、これは、寒冷地帯畑作農業振興地域内の農民の経営を以上のような目標に到達しやすくするため、市町村長及び道県知事並びに農林大臣が農業生産基盤、農業生産手段及び生産物の流通機構の整備に関する農業振興計画を定め、政府はこの計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならぬといつてゐるのであります。

第四に、寒冷地帯畑作農業振興地域内の農民の経営が、さきに述べました目標に到達するために必要な長期低利資金を融通しようとするものであります。これは、まず農民に自己の農業経営改善計画を樹立させ、次に、これを道県知事が認定し、その認定を受けた者に対し、農林漁業金融公庫から、当該計画を実施するために必要な資金を利率三分五厘、償還期間三十年以内で計画的に融通することとしてゐるのであります。

第五に、指導の強化に関することとありますが、これは、農業経営改善計画の作成及び実施を指導させるため、特に道県に農業経営改善指導員を置くことができることとし、この設置に要する経費の一部を補助しようといふものであります。なお、道県知事及び市町村長が指導を行うに当つては、自主的な協力組織として作られた農家群と密接な連絡を保つて指導を行い、その効果を高めることとしてゐるのであります。

以上が、この法律の主眼点となつてゐるのであります。これらの五つの事項の実施によりまして、寒冷地帯における農民の営農を具体的に改善し、自然的社会的な悪条件に対応する強靱な農業経営を確立し、すみやかに農業生産力の発展と農業経営の安定をはかり、もつて国民経済の発展にも大きく寄与せしめたいと存するのであります。

何とぞ、御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(関根久藏君) これらの法律案の審査は、日を改めて行うことにいたします。

ここでしばらく休憩して午後一時より再開いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(関根久藏君) 委員会を再開いたします。

農林漁業と水質汚濁防止に関する件を議題といたします。この件は、長い間当委員会の問題として大きな関心が払われておりましたところ、本件に関連して今国会に政府から公共用水域の水質の保全に関する法律案及び工場排水等の規制に関する法律案、また、衆議院議員赤路友蔵君外四十六名により、水質汚濁防止法案が提出されておりますので、本日はまず政府提案のものについて、経済企画庁及び通商産業省当局から一応説明を聴取することにいたします。

まず公共用水域の水質の保全に関する法律案から始めます。

なお、衆議院における審査の様態等についても、あわせて説明を願います。

また、御質疑の向きは、両法律案の説明が終つてからお願いたします。

政府からの説明員は、経済企画庁調整局参事官花園一郎君、通商産業省企

が、みぞに入ってから川に流れ込みます場合は、みぞを通過して工場まで規制が及ぶ。灌漑用水路も同じでございます。それから、その他の公共の用に供される水路は当然でございます。それから除かれるものは、その出口でこの法律は一応適用がとまるわけでございませう。従いまして、公共下水路に汚水を流しております工場は、直接的にはその方の法律が働くということになります。

それから第二項で、「水質基準」とは、工場、事業場、それから鉱山、洗炭業の事業場から指定水域に排出される水の汚濁の許容限度をいう。この場合は、「放射線を生ずる物質による汚染を除く。」これは放射線関係の法律が別にございまして除いたわけでございませうが、この規定では、この規定にございませう通り、一応適用範囲をここで規定しておるわけであります。

それじゃ、水質基準とはどういうものかということになりますと、「一応、一つの河川について指定水域がございませうと、おおむねその水域の本流の汚染度、汚濁度を予定しながら、それぞれ工場からの排出水について汚染度を決定していく。従いまして、Aという指定水域がございませうれば、その水域に汚水を流す工場は、BOD何パーセント以下とか、またはペーハー幾ら幾ら以内、またはそういうふうな大腸菌の含有量幾ら幾らというふうな規定が一般的にございまして、それでその工場の出口で汚水をはかって規制していくということになるわけでございませう。

第二章に「水質基準」というものがきめてありますが、まず第四条で「経済企画庁長官は、公共用水域のうち、

当該水域の水質の汚濁が原因となつて関係産業に相当の損害が生じ、若しくは公衆衛生上看過し難い影響が生じているもの又はそれらのおおそれの高いものを、水域を限って、指定水域として指定する。」従いまして、関係産業に相当の損害または公衆衛生上見のがし難い影響が生じているもの、またはそのおそれのあるものを指定するということにいたしてございませう。ここで指定水域の指定の仕方について一応規定しておるのでございませう。それで指定水域を指定いたしますと、その指定水域にかかる水質基準をきめろということも二項に規定してございませう。従いまして、この場合、指定水域がございませうときは、当然その水質基準というものは、大体同時に規定されていくというところがここに書いてあるわけであります。それから第三項で「必要な程度をこえないものでなければならぬ」といふことは、これは要するに過度に水質基準をきめて、汚水を流す工場、事業場をきめて、必要以上に除去施設等の負担を背負わせるということがあつてはならないので、あくまで必要な程度のものであるということをおぼえておるわけであります。これらの水質基準または指定水域の指定につきましては、水質審議会の議を経てきめる、変更するときも同様である。

これらの指定水域なり水質基準というものが特定の河川別に設けられませうという関係上、問題は明らかに地方問題でありまして、その所轄の関係都道府県知事の関心並びに行政関係から非常に関係が深いと思つて、関係都道府県知事の意見を聞かなければいかぬ、指定する前に意見を聞くのだ

と、このことをいっておるわけですね。第六条は、公示の規定でございませう。公示とともに関係行政機関の長に通知する、その公示によって効力を生ずるといふことになってございませう。第七條が遵守義務でございませうが、これは「排出水を排出する者は、当該指定水域に係る水質基準を遵守しなければならぬ。」これはやはりこのままだでは心がけ規定の趣旨になるわけではございませうが、一般的遵守義務を規定したわけでありませう。

それから第八條は、調査等の必要があらまうときに、関係行政機関に必要な資料の提出を求め、または経済企画庁長官が関係行政機関の長に対し勧告することができるとございませう。これは、たとえば、鉱業法の所管大臣である通産大臣に、たとえば渡良瀬川の水について足尾銅山がなかなか整備をしておらぬというふうなときは、もう少し引っぱらなければいかぬじゃないかということとを企画庁長官から勧告することができるといふことで、鉱業法の所管大臣は、渡良瀬川について経済企画庁が水質基準をきめませうならば、その基準の遵守について真剣に取組むように勧告されることになる。

第九條は、今度は関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対する調査協力義務でございませう。これは調査といひますと、実はこの水質基準の設定は、いま大半の努力が調査にかかるといふことになるかと存するのであります。なぜかと申しますれば、各関係業界の非常に利害の対立が見られる問題でございませうので、基準の設定は相当な慎重さ、それから説得力を持たなければならぬ。

の意味で調査に万全を期して、各方面からその調査についての効果を争われなければならない。そのためには、われわれは、やはり濁水期、豊水期、つまり一年を通じて、たとえば淀川なら淀川という川について一年を通じて常駐いたしまして、濁水期、豊水期それぞれの川のあり方、それを一応調べ上げます。また、そこからいろいろとりました資料につきてみれば、たとえば分析の方法を適用して化学的または物理的内容の、何といひますか、ずさんにならないような方法をとらなければいけないという意味で調査というものが非常に力を要します。これに対して関係方面の協力を求める趣旨のものでございませう。

第十條は、水質審議会の置くことになっておる。経済企画庁に水質審議会を置く。これはすでに本年度予算において五十二万円の予算が計上されておるわけであります。従つて、この法律ができましたならば、二月以降においてさそく実は開きたい、かように存じておる次第でございませう。これはただいま申し上げましたような指定水域の指定または水質基準の設定その他基本的事項に関して審議いたしますということになっておる。

審議会の組織は、委員二十人以内で組織する。この二十人は大体関係行政機関の職員と学識経験者から任命することになっておる。関係行政機関が実はやと教えて実はずと、科学技術庁、経済企画庁、自治庁、それから

各関係省では大蔵、農林、通産、厚生、建設、運輸、法務、こういった関係がございませうので、この方面のまず次官クラスの人、また地方公共団体の関係がありますので、地方公共団体の、つまり都道府県知事のうちから代表者の方々に学識経験者としてお迎えする、それ以外に関係産業として考えますのは、農業、水産業、それにマイニングの鉱業、それからインダストリーの工業、それから醸造業、それから化学工業といったふうな、非常に広範な対象を持します。二十名でいささか難点を感じたのでございませうが、十五條にさらに専門委員を三十名置くことにいたしました。これでその方面の、特に専門的な部分につきましては、こういう方で調整する、かように存するわけでございませう。水質審議会がもし働くようになりませうれば、これまで力関係または大衆陳情等によって問題が争われ、または黙殺されとていふふうな今までのあり方に対しては、これが一つのそういう問題に対する相談の場所ということになつて、問題が円滑に解決される糸口になるのではないかと、かように存する次第でございませう。

当審議会はさらに資料の提出等を関係行政機関の長なり、地方公共団体の長にお願いするということになっておる。それで審議会はさしあたりは経済企画庁調整局がこれを処理いたします。このことになっておる。これにつきましては、衆議院におきましても、また関係各省におきましても、既存の部局の一部において処理するといふことでは、これだけの大問題はやはり処理困難ではないか、これについて

七

臣の承認を受けました場合でも、指定水域に放流水を放流しました場合に、水質基準に適合しないというふうな現象が生じた場合には、これは常時そういう状況を把握いたしました、特定施設の変更あるいは特定施設の一時的な使用の中止等の事後的な強制的な改善命令を出す、こういうふうなことが第三の点でございます。

そのほか第四点といたしましては、これは企業の公益的な立場、あるいは企業の倫理道徳的な立場から他産業との調整の関係をどういうふうな汚水の処理をやるわけでございますけれども、この汚水の処理につきましては、それが直接には企業の利潤に奉仕しないというふうな意味合いからいまして、たとえば中小企業等にとつては相当な負担になりますし、それからまたこの水質の基準の設定、あるいは汚水の処理につきましては、日本におきましては新しい事項でございます。そういう点で技術的な研究を今後進め、それを普及させる必要がございますので、第四点といたしまして、そういう国の助成的な立場をこの規定の中に織り込んでおります。つまり、こういうふうな汚水の処理等につきましては、国は資金の供与その他について援助をいたしますと同時に、技術的研究について、これを推進するというふうな規定を織り込んでおります。

救済の規定を織り込んでおります。大体、この法律の骨子につきましては、以上申し上げた通りでございますが、お手元にございました工場排水等の規制に関する法律案をごらんいただきまして逐条的に簡単に申し上げますと、第一条は、ただいま申し上げましたような目的でございます。新しく製造業とつりあひ抜けておりました工場、事業場、製造業等における事業活動に伴って発生する汚水等の処理を適切にすることに、公共用水域の水質の保全を図ること」がこの法律の目的でございます。

第二条は、この法律でいろいろ出て参ります言葉の定義をここに示しているわけでございますが、ただいま申し上げました「特定施設」、これは第二項にございまして、「汚水処理施設」というふうなこの法律の定義を掲げております。それから第三条は、これは水質の保全でございますが、「特定施設を設置している者は、その特定施設から排出される汚水等の処理を適切に、公共用水域の水質の保全に心掛けなければならない」、こういうふうなことは一種の訓示規定ではございませんけれども、水質保全法にもこういう趣旨の規定がございますが、それを受けて特に特定施設を設置している者は汚水、排水を出す可能性が非常に強いものでございまして、そういう特定施設を所している者に対して一種の義務規定をここに規定したわけでございます。それから第四条でございますが、第四條は先ほど申し上げましたように特定施設の設置などの届出を規定しております。この規定によりまして特定施設

の設置、変更については、あらかじめ主務大臣に、ここにいろいろ書いてございます七つばかりの事項について、これを主務大臣に届出することになっております。

それから第五条でございますが、第五条は経過措置でございます。これはこの法律が施行になりました後に、従来指定水域でなかったものが指定水域となつたような場合、あるいは従来ある製造設備がこの法律にございまして特定施設でなかつたけれども、ある理由によつて特定施設になつた、そういうふうな場合には、これは特定施設になつた日、あるいは特定水域になつた日から三十日以内に主務大臣に届出することになっております。これは経過規定でございます。

それから第六条でございますが、第六條は特定施設の使用の方法等の変更の届出でございます。先ほど申し上げましたように、特定施設を設置するものの届出は、第四條で届出をするわけでございますけれども、一たん設置いたしました特定施設につきまして、その使用の方法を変更するか、あるいは汚水の処理の方法を変更するといふような場合には、この六條の規定にせざるにいたしてはなりません。

それから第七條は、汚水等の処理の方法の変更等の命令でございます。先ほど申し上げましたように、届出を受理した日から六十日以内の間で、主務大臣はその業者の汚水の処理の方法に関する計画の変更を命じ得ることにいたしました。それが第七條の二項でございますが、これは第一項におきま

して、汚水の処理の方法の変更を命じただけではその水質基準を確保することが困難であるというふうな、いわば特例的な場合があると存じますけれども、これはたとえば水質基準が相当高度であるような場合、あるいは現在の技術水準におきましては、その特定施設の規模を縮小いたしましたり、あるいは最後の場合には、どうも現在の技術水準では、その特定施設の廃止を命ずる以外、水質基準を確保することができないというふうな場合もまれにはあろうかと思ひますが、そういうふうな場合には、単に方法の変更命令だけではなくて、特定施設それ自体についていろいろ計画の変更または廃止を命ずることができ、こういうことにいたしてはなりません。

それから第八條は、実施の制限といたしまして、ただいま申し上げましたように、届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後になければ、いろいろのことをやつてはいけない、こういうふうなことにしております。

それから第九條は、使用開始の届出でございます。届出をいたしました者が、特定施設でございまして、あるいは汚水処理施設の設置、変更の工事をした場合には、その開始をしたという届出を届出しないといふことにはいたしてはなりません。

第十條は、氏名の変更等の届出でございます。先ほど申し上げましたように、第四條におきまして、いろいろ氏名、名称、住所を届出することになつておりますが、それが変更された場合には、第十條の規定によつてその変更の届出をすることになっております。

第十一條は、承継の規定でございます。この法律によりまして、いろいろ政府に対して届出あるいは主務大臣の承認、そういうふうな権利義務の關係につきましては、その間に特定施設の譲渡、譲り受けがあるかと思ひますが、その譲渡、譲り受けの場合には、そういうふうな届出、あるいは承認というふうな行政行為は、譲受人に承継をされるというふうな、承継の規定でございます。

第十二條は、汚水等の処理の方法の改善等の命令でございます。先ほど申し上げましたように、主務大臣が常時実情を把握いたしました、必要があると認めます場合には、汚水の処理の方法の改善、あるいは特定施設の使用の一時停止というふうな措置を命ずることになっております。

第十三條は、先ほど申し上げましたように、予防的な規定といたしまして、水質の測定を業者に義務づけおける規定でございます。

第十四條は、本件の実施を確保するための立ち入検査の規定。第十五條は、報告の徴収の規定でございます。

第十六條、第十七條は、先ほど申し上げましたように、国の援助、それから技術の研究に関する規定でございます。

第十八條は、本法によりまして処分不服のある者の、主務大臣に対する異議の申し立てを規定しております。

第十九條は、その異議の申し立てがございました場合の公開聴聞の方法の規定でございます。

第二十條もそれでございます。

第二十一条は、ここに主務大臣をいろいろ書いてございますが、これは各特定施設の所管大臣が、この法律による主務大臣になりますので、大蔵大臣以下五つの長がこれになっております。

第二十二條は、権限の委任の規定でございます。

以下第二十三條から第二十七條まで、罰則の規定を書いておられます。それから最後に、附則といたしまして、基本法でございます水質保全法とあわせて、公布の日から三月をこえぬ範囲内で、政令に定める日から施行することになっております。

附則の一番最後に、地方税法の特例を書いてございますが、そこにございませうように、汚水処理施設につきましては、地方税に関する固定資産税の免税規定にあげておる次第でございます。

以上申し上げました。

○委員長(関根久藏君) 御質疑の向きは御質問を願います。

ちよつと速記をとめて下さい。

午後二時四十八分速記中止

午後二時五十七分速記開始

○委員長(関根久藏君) 速記をつけて。本日はこれをもって散会いたします。

午後二時五十八分散会

十二月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案

臨時生鮮食料品卸売市場調査会設置法案

臨時生鮮食料品卸売市場対策

臨時生鮮食料品卸売市場調査会設置法案

臨時生鮮食料品卸売市場対策

調査会設置法

(設置)

第一条 農林省に、附属機関として、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、農林大臣の諮問に応じ、生鮮食料品の卸売市場についての対策に関する重要事項を調査審議する。

第三条 調査会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第五条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第二条に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

(答申)

第六条 調査会は、第二条に規定する事項に關し調査審議した結果を、この法律の施行の日から一年以内に、農林大臣に答申するものとする。

(政令への委任)

第七條 この法律に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

第三十四條第一項の表中「農業観測審議会」統計的調査資料に基く農林畜水産業に關する予測事業に關する重要事項を調査審議すること。

「農業観測審議会」統計的調査資料に基く農林畜水産業に關する予測事業に關する重要事項を調査審議すること。

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会(昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に關する法律案)

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法(昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に關する法律案)

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法(昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に關する法律案)

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法(昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に關する法律案)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条 この法律は、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨により政令で定める地域内において生じた災害(以下「災害」という。)に係る被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀の売渡についての特別の措置につき規定するものとする。

(定義) 第二条 この法律において「被害農家」とは、米穀を生産する農家であつて、災害による著しい減収のため、その生産に係る米穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

(米穀の売渡) 第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準とし災害による減収の程度を参酌して農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すのに必要な数量の米穀を都道府県が

当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対しこれに必要な数量の米穀を農林省令で定める手続に従い売り渡すものとする。

(売渡の価格) 第四条 政府が前条の規定により都道府県に米穀を売り渡す場合の価格は、被害農家が市町村から買ひ受ける場合の当該米穀の購入価格がおおむね次の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

一 国内産米穀については、玄米(二等)六十キログラムにつき、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内において生産されたものにあつては三千八百八十円、その他の都道府県の区域内において生産されたものにあつては三千九百円

二 輸入米穀については、前号の額を基準として農林大臣が定める額

附則 この法律は、公布の日から施行する。

農林水産業施設災害復旧事業費 附庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案

ち政令で定める額に相当する部分については、十分の九を加え、同項第三号ロ中「当該部分の十分の七・五」の下に「(当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の八・五)を加える。」

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

一、農家負債整理資金融通特別措置法案(衆)
二、寒冷地畑作農業振興臨時措置法案(衆)

農家負債整理資金融通特別措置法案
農家負債整理資金融通特別措置法案

附則

第一条 この法律は、天災により多額の負債を有する農家であつて、積極的にその経済の再建を図らうとする者に対して、農林漁業金融公庫がこれに必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより農家経済の安定を図ることを目的とする。

(目的)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(定義)

一 農家 農業による所得が総所得の五割以上である者をいう。

二 負債 農家の負担する私法上の金銭債務で、この法律施行の日以前に発生したものをいう。

三 固定化負債 償還期限到来後一年以上を経過した負債をいう。

(貸付)

第三条 農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)は、第一条の目的を達成するため、次の各号に該当する者で第六条第一項の都道府県知事の認定を受けた者に対し、固定化負債の整理にあつては、その資金の貸付を行う。

一 天災により生じた固定化負債のためその農業経営が著しく不安定である者

二 積極的に農家経済の再建を図る意欲を有する者

(貸付条件)

第四条 前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の利率は年三分、その償還期間は三十年以内、その据置期間は五年以内とする。

(貸付金額等の決定)

第五条 公庫は、第三条の規定による資金の貸付を行う場合には、貸付の申込をした者につき、次条第一項の農家経済再建計画及び都道府県知事の意見を参しやくして、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

(農家経済再建計画)

第六条 第三条の規定による資金の貸付を受けようとする者は、省令で定める手続に従ひ、農家経済再建計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付を受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 農家経済再建計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

一 経済再建の始期及び終期

二 農業生産の向上及び消費生活の合理化に関する事項

三 経済再建に必要な資産の処分又は活用に関する事項

四 固定化負債の整理に関する事項

五 固定化負債の条件の緩和その他の債権者から受ける援助の内容

六 貸付金の償還に関する事項

七 その他省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の規定により申請書の提出があつたときは、次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定をするものとする。

一 農家経済再建計画が適正であり、申請者がこれを達成する見込が確実であること。

二 申請者が農家経済再建計画を達成するためには、当該貸付を受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

要する経費

二 都道府県が、農家経済の再建に関し調停、あつ旋、勧告等を行う機関を設置する市町村に対し、補助を行う場合における当該補助に要する経費

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「必要な資金」の下に「及び農家負債整理資金融通特別措置法(昭和三十三年法律第号)に基き、農家に対し、天災により生じた固定化負債の整理に必要な資金」を加える。

第十八条第三項中「第二条に規定する資金」の下に「及び農家負債整理資金融通特別措置法(以下「特別措置法」という。)第三条に規定する資金」を加える。

第二十九条第二項中「又は融通法」を「融通法又は特別措置法」に改める。

第三十条第一項第一号中「若しくは融通法を」を「融通法若しくは特別措置法」に改める。

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案

達成のため必要な農業生産の基礎条件を整備するとともに、長期低利資金の融通その他の助成措置を講じ、もつて、農業生産力の発展と農業経営の安定を図ることを目的とする。

(寒冷地畑作農業振興地域の指定)
第二条 農林大臣は、次の各号の条件に該当する畑作農業地域で、主畜経営又は混同経営によらなければ、その地域内の農業者の経営の安定がえられないと認められる道県の区域の全部又は一部を寒冷地畑作農業振興地域として指定する。

一 平年度において、五月から九月までの積算温度が摂氏二千六百度以下であつて、かつ、無霜期間が百七十日以内又は七月及び八月の平均気温が摂氏二十度以下であること。
二 耕地利用率が百分の百十以下であること。

(寒冷地畑作農業振興地域の指定)
第三条 寒冷地畑作農業振興地域に係る道県知事は、農林省令の定めるところにより、当該地域につき自然的経済的社会的条件が共通な地区ごとに当該地区の立地条件に適合した農業経営基準を定め、これを公表しなければならない。
2 寒冷地畑作農業振興地域に係る市町村長は、前項の農業経営基準に基づき、当該市町村の地域内の農業者の農業経営の目標としてその立地条件に適合した営農類型を定め、これを道県知事に提出するとともに公表しなければならない。
(農業振興計画)

第四条 寒冷地畑作農業振興地域に係る市町村長及び道県知事は並びに農林大臣は、それぞれ寒冷地畑作農業振興地域内の農業者が前条第二項の規定により市町村長が定めたる営農類型に到達することを容易にするため、農業生産基盤、農業生産手段及び農産物の流通機構の整備に関する農業振興計画を定め、その要旨を公表しなければならない。

2 道県知事又は農林大臣が前項の農業振興計画を定めるには、それぞれ市町村長又は道県知事の定めたる農業振興計画を参しやくしてこれを行うものとする。

3 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第一項の国の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

(寒冷地農業経営改善資金の貸付)
第五条 農林漁業金融公庫は、次条第一項の道県知事の認定を受けた者に対し、当該認定された農業経営改善計画を実施するために必要な資金であつて、次の各号に掲げる事業に要する資金を寒冷地農業経営改善資金として貸し付けるものとする。
一 農地又は牧野の造成又は改良
二 耕地防風林の造成
三 家畜の導入
四 畜舎、サイロ、尿だめ、堆肥場又は堆肥舎の整備
五 農業用の機械器具で農林大臣及び大蔵大臣の指定するもの購入
2 農林漁業金融公庫法(昭和二十

七年法律第三百五十五号)第十八条第二項の規定にかかわらず、前項の寒冷地農業経営改善資金の貸付の利率は年三分五厘以内、その償還期間は三十年以内(据置期間を含む)、その据置期間は五年以内とし、据置期間中は無利子とする。

3 農林漁業金融公庫は、第一項の資金の貸付にあつては、農業経営改善計画の実施が円滑に行われるよう、計画的かつ効率的に行われなければならない。
(農業経営改善計画)

第六条 寒冷地畑作農業振興地域内の農業者で前条第一項の資金の貸付を受けようとする者は、農林省令の定める手続に従い、農業経営改善計画を作成し、これを申請書に添へ、市町村長を経由して道県知事に提出し、当該貸付を受けることが適当である旨の道県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の場合において、市町村長は、当該計画が適当であるかどうかについて意見を附さなければならない。

3 農業経営改善計画は、第三条第二項の規定により市町村長が定めたる営農類型に到達するためのものであつて、次に掲げる事項を含むものとする。
一 農業経営の現況と目標
二 収入及び支出の現況と目標
三 資産及び負債の状況
四 農地若しくは牧野の造成若しくは改良、耕地防風林の造成、家畜の導入、農業用施設の整備又は農業用機械器具の購入に関する事項
五 資金の調達及び償還に関する事項
六 その他農林省令で定める事項
4 道県知事は、第一項の規定により申請書の提出があつたときは、次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定をするものとする。
一 申請者の農業経営改善の意欲がおう盛であること。
二 農業経営改善計画が適正であり、申請者がこれを達成する見込が確実であること。
三 申請者が農業経営改善計画を達成するためには、当該貸付を受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。
(指導等)
第七条 道県知事及び市町村長は、前条第一項の農業経営改善計画の作成及びその実施につき必要な指導を行うものとする。
2 道県は、農業経営改善計画の作成及び実施の指導に当らせるため、農業経営改善指導員を置くことができる。
3 政令で定める資格を有する者でなければ、農業経営改善指導員に任用されることができない。
4 政府は、道県に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、農業経営改善指導員の設置に要する経費の一部を補助するものとする。
5 道県知事及び市町村長は、寒冷地畑作農業振興地域内の農業者が、第三条第二項の規定により市町村長が定めたる営農類型に到達す

るため、相互に協力する組織として農家群を自主的に作ったときは、これと密接な連絡を保つて第一項の指導にあたるものとする。
(報告)
第八条 第五条第一項の資金の貸付を受けた者は、毎年度、農林省令の定めるところにより、農業経営改善報告書を作成し、これを市町村長を経由して道県知事に提出しなければならない。
2 道県知事は、農林省令の定めるところにより、前項の農業経営改善報告書に基づき、事業成績書を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、昭和四十四年三月三十一日限り、その効力を失う。